

中小企業・小規模事業者のみなさまの 経営改善を支援します!

「経営改善計画策定費用補助事業」のご案内

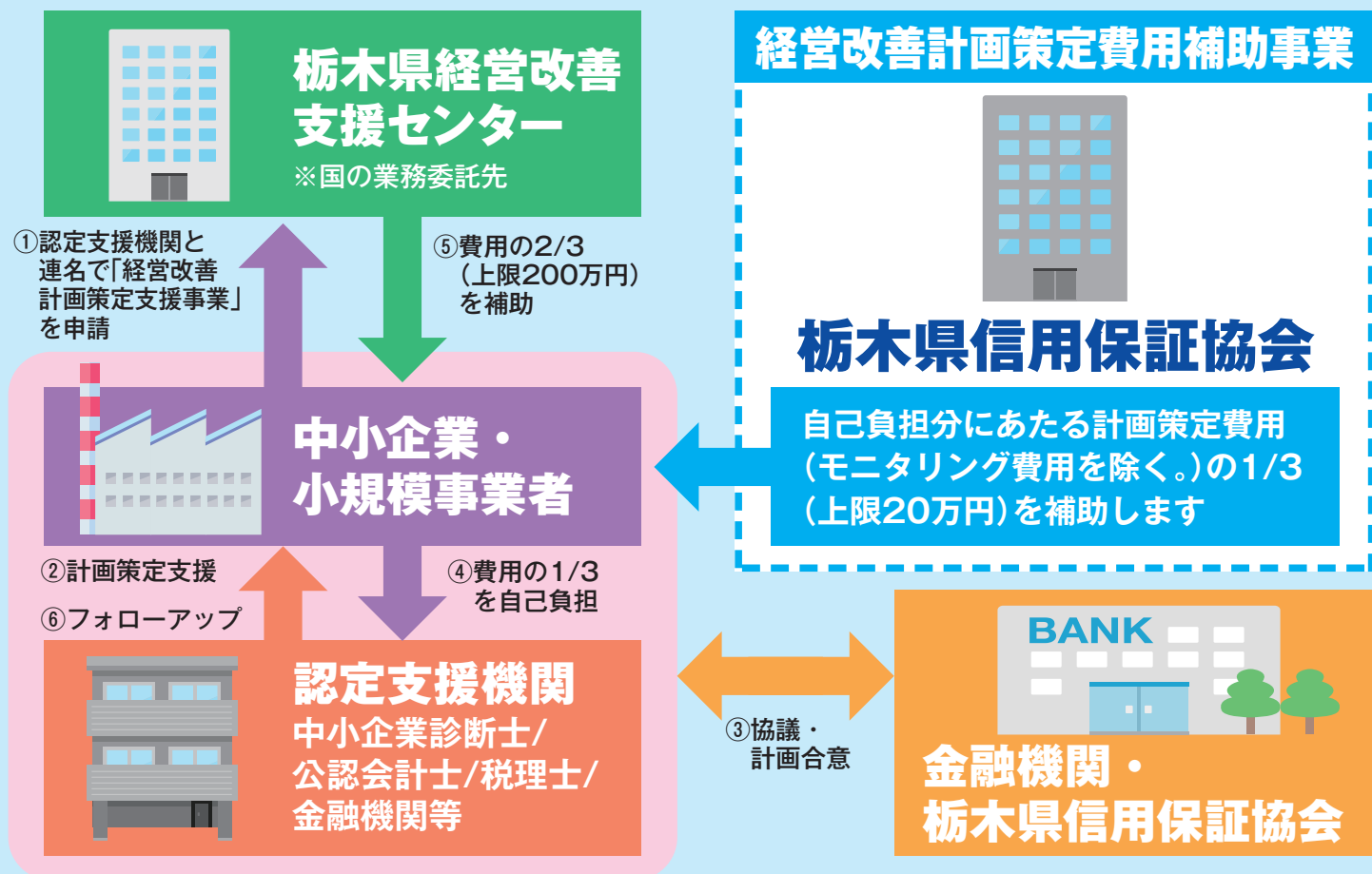
栃木県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者のみなさまの経営改善を支援するため、国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の支援対象者のうち、当協会をご利用中の方を対象に、同事業において自己負担となる費用の一部（上限20万円）を補助する「経営改善計画策定費用補助事業」を実施しています。ぜひご活用ください。

お問い合わせ先 栃木県信用保証協会 企業支援課 TEL.028-635-2195

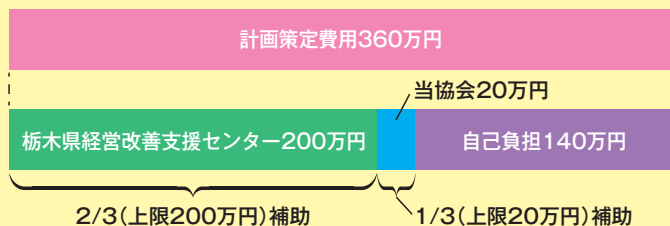
国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」とは…

金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3（上限200万円）を補助する事業です。

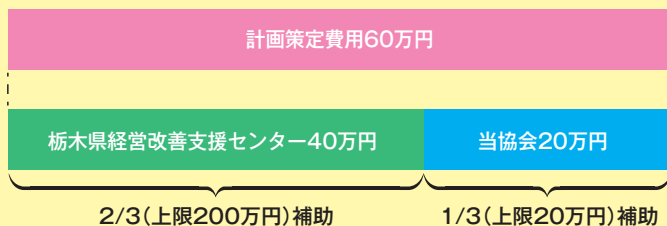
お問い合わせ先 栃木県経営改善支援センター TEL.028-610-0310



例1) 計画策定費用が360万円の場合



例2) 計画策定費用が60万円の場合



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

ご利用の流れ

補助利用 申請

栃木県経営改善支援センターに
国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の
利用に係る申請を行い、同センターからの受理通知を受領後、
当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

- 経営改善計画策定費用補助事業利用申請書(様式1)
(※当協会ホームページからダウンロードできます。)
- 経営改善支援センター事業利用申請書(写)
- 申請者の概要(写)
- 業務別見積明細書(写)
- 認定支援機関ごとの見積書及び単価表(写)



補助利用 申請受付

申請が適切な場合、当協会の受付印を押印した
「経営改善計画策定費用補助事業利用申請書(様式1)」
の写しを交付します。

計画策定 ・合意形成

認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、
策定した計画についての合意形成(金融機関の同意)を
行ってください。



補助支払 申請

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る
補助を受けた後、当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

- 経営改善計画策定費用補助支払申請書(様式3)
(※当協会ホームページからダウンロードできます。)
- 経営改善支援センター事業費用支払申請書(写)
- 業務別請求明細(写)
- 申請者による費用負担額(1/3)の支払を示す領収書(写)
- 経営改善支援センターから費用負担の支払があったことを証する書類(写)
- 経営改善計画書(写)

補助支払

申請が適切な場合、当協会にご指定の口座に補助金の振込を
行います。



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会



本所
TEL.028-635-2195
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館